

# 第三次産業における労働災害防止のために ～平成30年の山梨県内における労働災害発生状況と労働災害防止対策～

厚生労働省山梨労働局労働基準部健康安全課

近年、サービス業の多様化等により短時間労働者、アルバイトなどの非正規労働者が増加していることを背景に、第三次産業における労働災害が増加傾向にあります。

この冊子では、平成30年1月から同年12月までに山梨県内の事業場で発生した労働災害（休業4日以上）を基に、第三次産業における労働災害の発生状況及び労働災害防止対策をまとめました。

各事業場及び店舗等において、自主的な労働災害防止活動に取り組みましょう。



※ この冊子でいう「第三次産業」とは、労働基準局報告例規基準業種分類表の⑧～⑰に該当する、以下の業種をいいます。

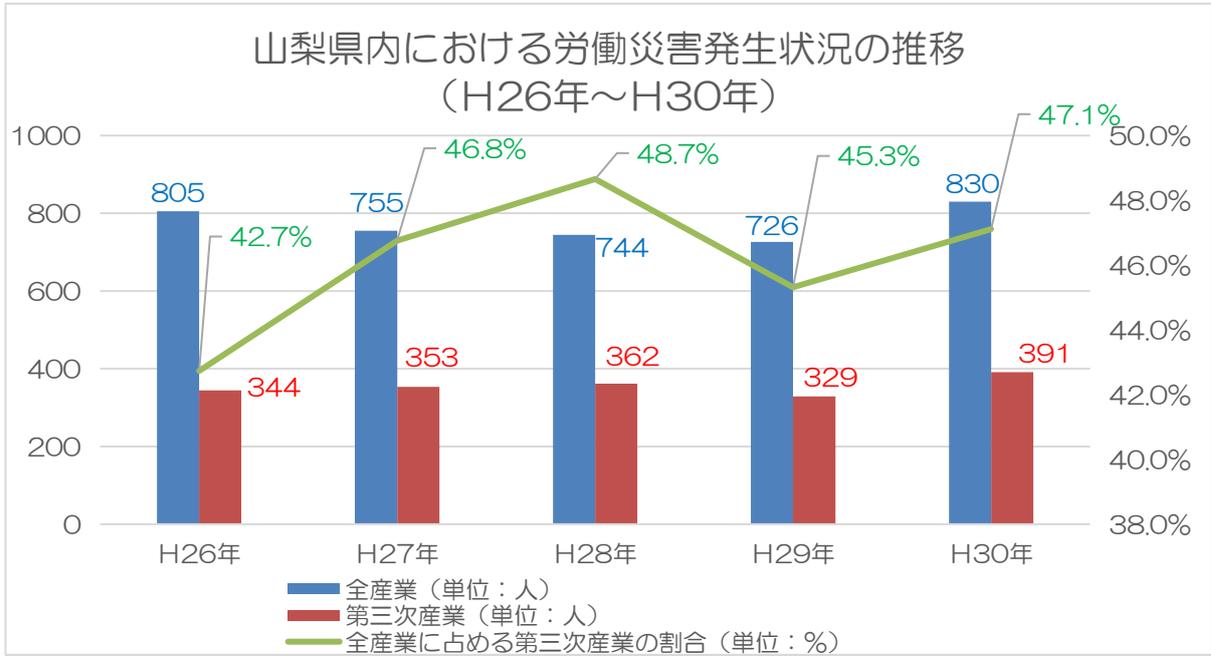
⑧商業、⑨金融・広告業、⑩映画・演劇業、⑪通信業、⑫教育・研究業、⑬保健衛生業、  
⑭接客娯楽業、⑮清掃・と畜業、⑯官公署、⑰その他の事業

(非該当業種①～⑦：①製造業、②鉱業、③建設業、④運輸交通業、⑤貨物取扱業、⑥農林業、⑦畜産・水産業)

# 1 山梨県内の労働災害発生状況

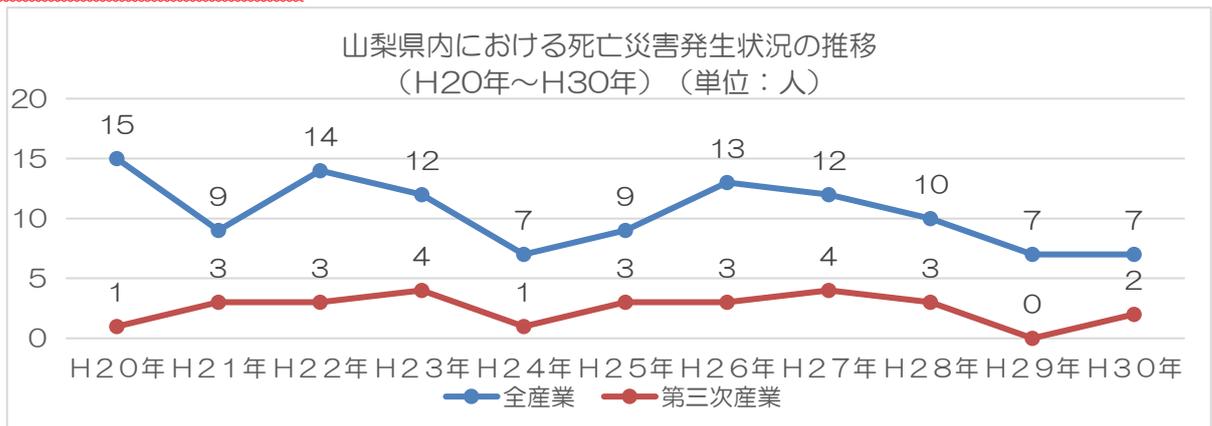
## (1) 第三次産業における労働災害発生状況

県内の全産業における死傷者数は、昭和 35 年の 3,856 人をピークに減少を続け、平成 21 年には 700 人を下回りましたが、その後増減を繰り返し、平成 30 年は 830 人となり、平成 21 年以降では最多となりました。また第三次産業における死傷者数も平成 30 年は 391 人であり、前年と比べ 62 人増加となりました。

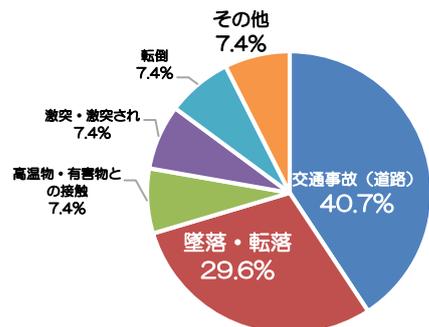


## (2) 死亡災害発生状況

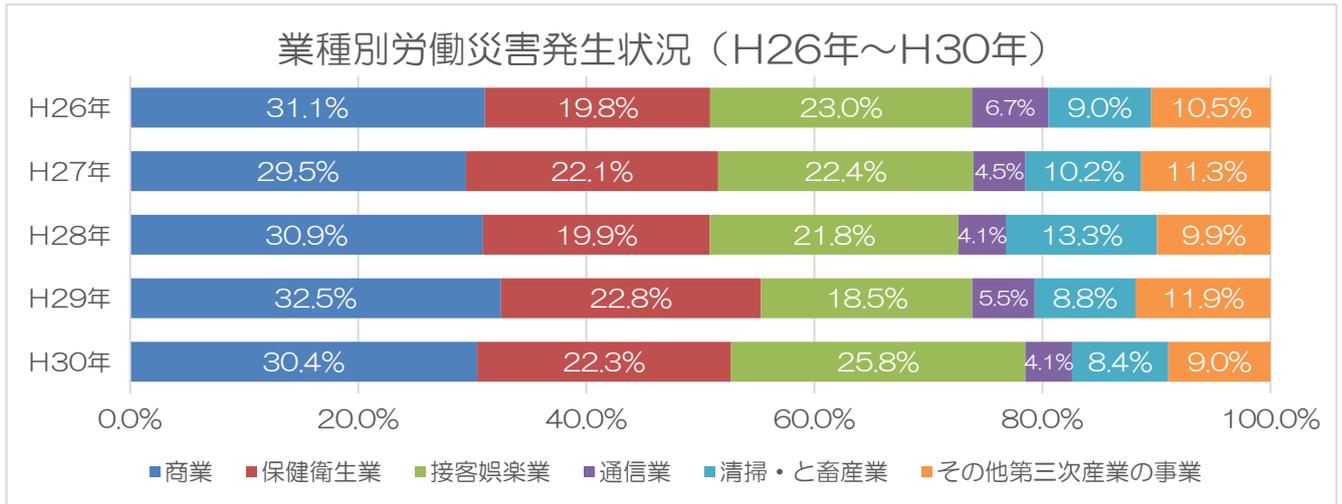
県内の死亡者数は、昭和 41 年の 59 人をピークに増減を繰り返しながら長期的には減少傾向を示しています。第三次産業に関しては平成 29 年に死亡災害の発生はありませんでしたが、平成 30 年は 2 名の方が労働災害により亡くなっています。



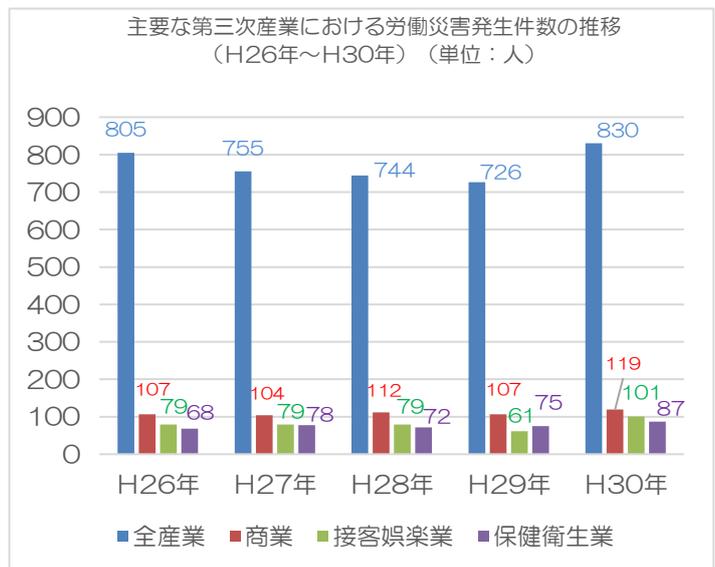
なお、第三次産業における平成 20 年から平成 30 年までの死亡災害 (計 27 人) について、事故の型別にみると、「交通事故 (道路)」が 11 人 (40.7%) と半数近くを占め、次いで、「墜落・転落」が 8 人 (29.6%)、「高温物・有害物との接触」、「激突・激突され」、「転倒」がそれぞれ 2 人 (7.4%) 等となっています。



### (3) 業種別労働災害発生状況

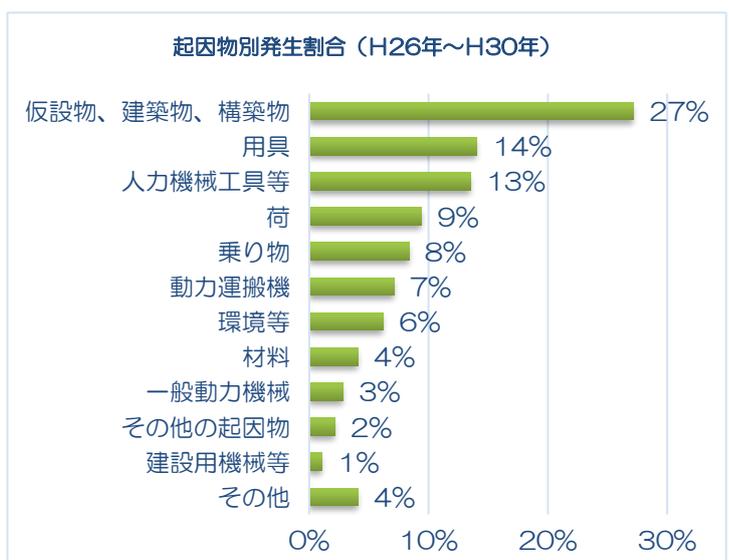
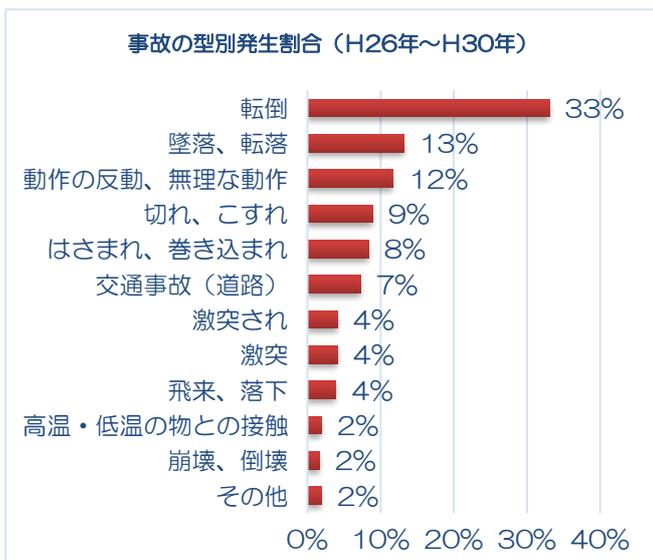


第三次産業における労働災害発生件数を業種別に見ると、**商業・保健衛生業・接客娯楽業が常に高い比率を占めています。**



### (4) 主要な第三次産業の起因物別・事故の型別労働災害発生状況 (平成 26 年～30 年)

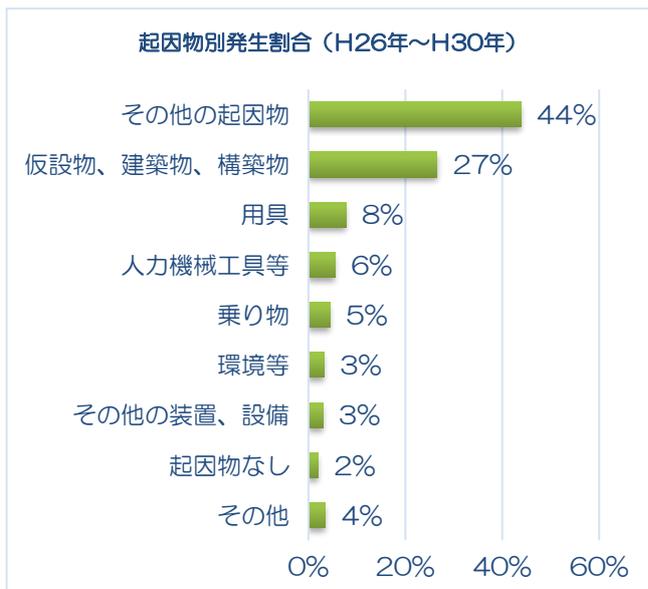
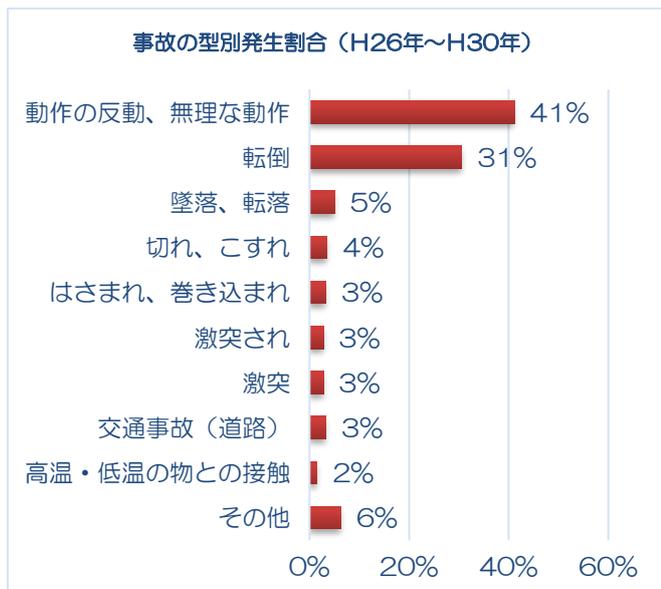
#### ① 商業



※その他は、その他の起因物を除く (起因物なし等を含む)

商業における過去 5 年間の死傷者 563 人について、事故の型別の多い順に見ると、転倒災害 33%、墜落・転落 13%、動作の反動・無理な動作 12%等となっており、**転倒災害が多発している傾向が認められます。**

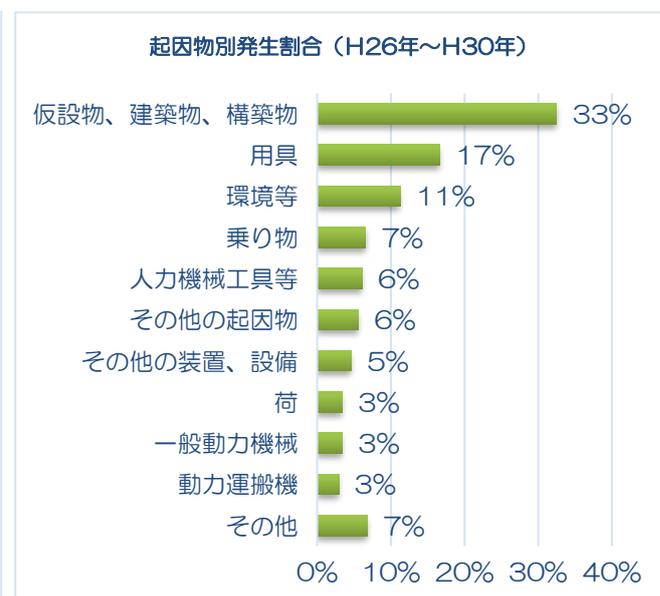
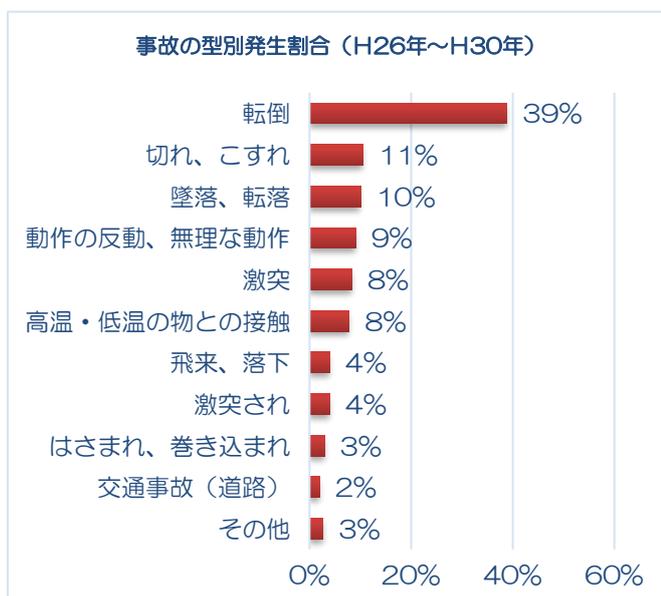
## ②保健衛生業（医療保健・社会福祉等）



※その他は、その他の起因物、起因物なしを除く（一般動力機械等を含む）

保健衛生業における過去5年間の死傷者 399 人について、事故の型別の多い順に見ると、動作の反動 41%、転倒災害 31%等となっています。動作の反動とは、重い物を持ち上げて腰をぎっくりさせたというように身体の動き、不自然な姿勢等に起因してすじをちがえる、ぎっくり腰等になる場合のことをいいます。

## ③ 接客娯楽業



※その他は、その他の起因物を除く（起因物なし等を含む）

接客娯楽業における過去5年間の死傷者 409 人について事故の型別の多い順に見ると、転倒災害が 39%となり、他の型と比較して突出しています。第三次産業において災害が多発している商業、保健衛生業と比較しても、接客娯楽業は転倒災害の発生割合が高くなっています。

# 平成 30 年に接客娯楽業では死亡災害が発生

|      |    |       |            |  |   |
|------|----|-------|------------|--|---|
| 11.5 | 77 | 接客娯楽業 | 転落・墜落      | 観光農園の店頭で販売するブドウの在庫が減ったため、作業床が昇降する車両系の機械で、店先の駐車場上の高さ約4.3mのブドウ棚で栽培しているブドウを摘み取る作業をしていたところ、当該作業床から墜落したものの。 |  |
| 甲州市  | 男  | アルバイト | その他の一般動力機械 |  |   |

## 2 労働災害の防止について

### (1) 転倒災害の防止

第三次産業においては全国的にも転倒災害が多く、山梨県内においては平成 20 年以降、転倒災害が全産業における休業4日以上の上災害のトップを占める状況が続いています。

このため、山梨労働局においては平成 27 年 1 月から「STOP！転倒災害プロジェクト」を展開し、転倒災害防止に取り組んでいますが、平成 30 年も全死傷者 830 人のうち 205 人が転倒災害によって被災しています。

転倒災害の防止を図ることで、安心して作業が行え、作業効率も上がります。「忙しい時ほど慌てない・焦らない」を徹底させ、また通路については常日頃から整理整頓を心がける等、できるところから少しずつ取り組んでいきましょう。

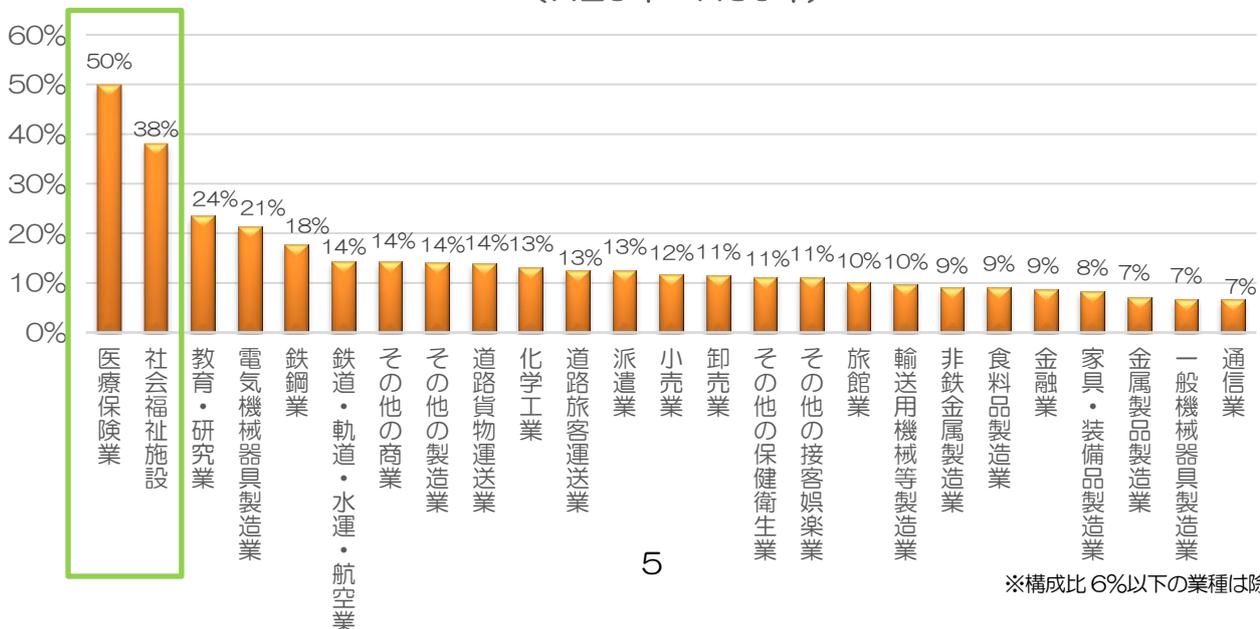
| 4S<br>(整理・整頓・清掃・清潔)  | 転倒しにくい作業方法<br>「あせらない 急ぐときほど おちついて」   | その他の対策   |
|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>歩行場所に物を放置しない</li> <li>床面の凸凹、段差などの解消</li> <li>床面の汚れ（水、油、粉など）を取り除く</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>時間に余裕を持って行動</li> <li>滑りやすい場所では小さな歩幅で歩く</li> <li>足元が見えにくい状態のまま作業しない</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>作業に適した靴の着用</li> <li>職場の危険マップの作成による、危険情報の共有</li> <li>転倒危険場所に、ステッカーなどを貼り注意喚起</li> </ul> |

(「STOP！転倒災害プロジェクト」より)

### (2) 腰痛災害の防止

腰痛などの原因となる事故の型「動作の反動・無理な動作」による労働災害発生状況は下記のとおりで、病院・社会福祉施設において特に割合が大きくなっています。

各業種の災害発生件数のうち「動作の反動・無理な動作」が占める割合 (H26年～H30年)

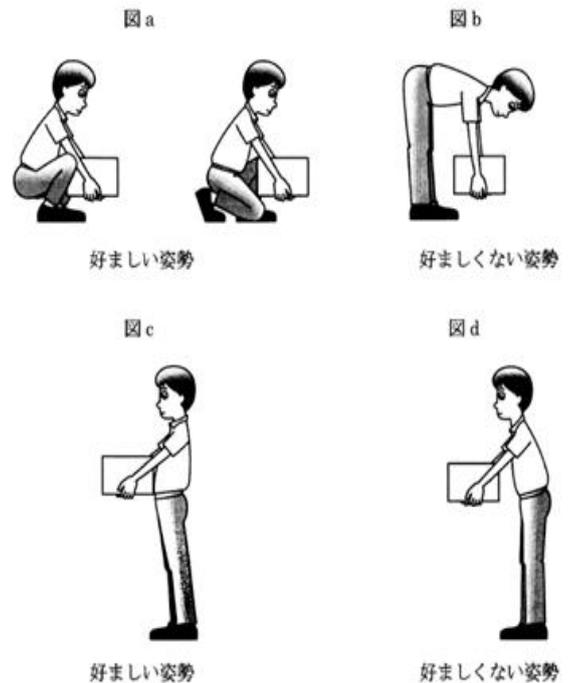


腰は体の「かなめ」であり、腰痛予防は全労働者が安全・安心に働くために必須の事項です。腰痛予防の第一歩として、できるだけ身体を対象物に近づけ、重心を低くする姿勢をとることで、不自然な姿勢を回避します。

床面等から荷物を持ち上げる場合は、片足を少し前に出し、膝を曲げてしゃがむようにして荷物を抱え(図a)、この姿勢から膝を伸ばすようにすることによって、腰ではなく脚・膝の力で持ち上げるようにします。両膝を伸ばしたまま上体を下方に曲げる前屈姿勢(図b)は、腰痛の原因となるので止めましょう。ただし、膝に障害のある人が軽量の物を取り扱う場合には、この限りではありません。

また、荷物を持ち上げたり、運んだりする場合は、荷物をできるだけ体に近づけるようにして(図c)、荷物と体が離れた姿勢(図d)にならないようにします。

重量物を持ったまま身体をひねるとい動作は、腰部への負担が極めて大きくなるため腰痛が発生しやすくなります。身体のひねりを伴う作業を解消することが理想ですが、それが困難な場合には作業台の高さ、位置、配列等を工夫し、身体のひねりを少なくしましょう。



(「職場における腰痛予防対策指針」より)

### (3) 交通労働災害について

近年は、自動車の利用頻度の増加に伴い交通労働災害が増加しています。仕事での交通事故については、使用者が被害者から管理責任を問われることもありますので、労働者が無理な運転をしないよう時間に余裕を持たせ、また冬季は凍結や降雪に対する安全対策を講じた上で車を運転させてください。

## 3 安全管理・衛生管理・健康管理について

労働者の安全管理・衛生管理については、事業主が責任を持たなければなりません。雇用する労働者の数によって事業場で整備すべき安全衛生管理体制は異なりますが、労働者が10人以上50人未満の事業場であれば「安全衛生推進者」を置いて、職場の安全衛生に関する事項について点検等行わせなければなりません。

また、労働者を50人以上使用する事業場は「産業医」を選任し労働者の健康管理等を行う必要がありますが、50人未満の事業場は地域産業保健センターが提供している下記の産業保健サービスを無料で利用できます。地域産業保健センターの連絡先等については本リーフレットの最終ページをご覧ください。

### 【地域産業保健センターで利用できる産業保健サービス】

- 労働者の健康管理の相談・・・健康診断で異常所見があるなど健康の保持に努める必要がある労働者に対し、医師による保健指導を行います。また、メンタルヘルス不調を感じている労働者に対し、医師が日常生活面での指導や健康管理の情報提供を行います。
- 健康診断結果に基づく医師からの意見聴取・・・健診結果で異常所見のあった労働者の健康保持のための措置について、医師から意見を聞くことができます。
- 長時間労働者に対する面接指導・・・時間外労働が長期に及び労働者に対し、疲労の蓄積状況など、医師による面接指導を行います。

## 4 健康管理の充実

### (1) 健康診断の実施

#### ア 主な健康診断の種類

- ① 雇入れ時の健康診断・・・常時使用する労働者を雇入れる際に実施
- ② 定期健康診断・・・常時使用する労働者に1年毎に1回実施
- ③ 特定業務従事者の健康診断・・・常時深夜業等の特定業務(労働安全衛生規則第13条第1項2号)に従事する労働者に対しては、配置替えの際及びその後6ヶ月以内ごとに実施

#### イ 長時間労働者への医師による面接指導の実施 **平成31年4月1日法改正**

過重労働による健康障害を防止するために、長時間労働を行った労働者に対しては、医師による面接指導等を行う必要があります。

① 労働時間の状況の把握（改正安衛法第 66 条の 8 の 3、改正安衛則第 52 条の 7 の 3 第 1 項、第 2 項）  
➢ 事業者は、改正安衛法第 66 条の 8 第 1 項又は第 66 条の 8 の 2 第 1 項の規定による面接指導を実施するため、タイムカードによる記録、パーソナルコンピュータ等の電子計算機の使用時間（ログインからログアウトまでの時間）の記録等の客観的な方法その他の適切な方法により、労働者の労働時間の状況を把握しなければなりません。

➢ 事業者は、これらの方法により把握した労働時間の状況の記録を作成し、3年間保存するための必要な措置を講じなければなりません。

※ 派遣労働者については、派遣先事業者が労働時間の状況を把握し、派遣元事業者が面接指導等を行わなければなりません。

② 労働者への労働時間に関する情報の通知（改正安衛則第 52 条の 2 第 3 項）

➢ 事業者は、時間外・休日労働時間の算定を行ったときは、当該超えた時間が1月当たり 80 時間を超えた労働者本人に対して、速やかに当該超えた時間に関する情報を通知しなければなりません。

※ 当該通知については、高度プロフェッショナル制度の対象労働者を除き、管理監督者、事業場外労働のみなし労働時間制の適用者を含めた全ての労働者に適用されます。

③ 医師による面接指導の対象となる労働者の要件（改正安衛法第 66 条の 8 第 1 項、改正安衛則第 52 条の 2 第 1 項）

➢ 面接指導の対象となる労働者の要件を、「時間外・休日労働時間が1月当たり 80 時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる者」に拡大しました。

※ 面接指導を行うに当たっては、この要件に該当する労働者の申出により行います。

④ 研究開発業務従事者に対する医師による面接指導（改正安衛法第 66 条の 8 の 2 第 1 項、第 2 項、改正安衛則第 52 条の 7 の 2 第 1 項、第 2 項）

➢ 事業者は、時間外・休日労働時間が1月当たり 100 時間を超える研究開発業務従事者に対して、申出なしに医師による面接指導を行わなければなりません。

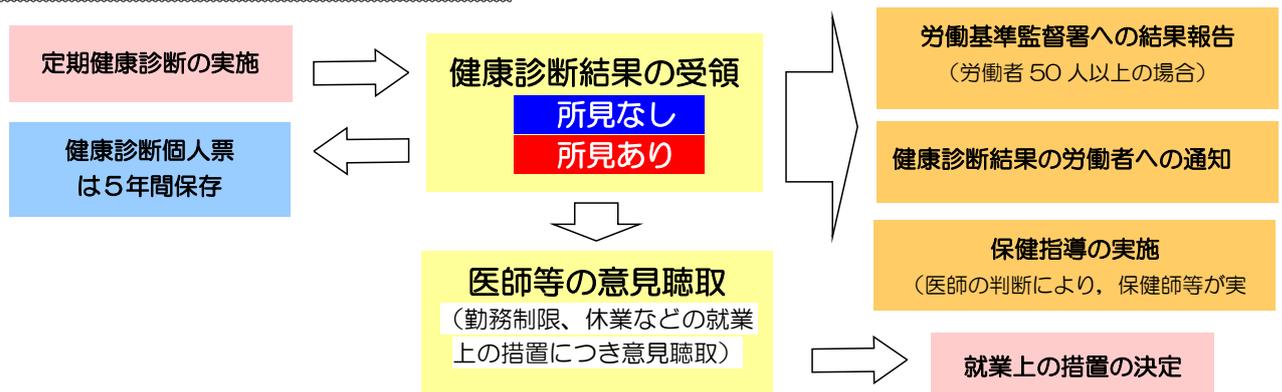
⑤ 高度プロフェッショナル制度対象労働者に対する医師による面接指導（改正安衛法第 66 条の 4 の 2 第 1 項、第 2 項、改正安衛則第 52 条の 7 の 4 第 1 項、第 2 項）

➢ 事業者は、1週間当たりの健康管理時間が 40 時間を超えた場合におけるその時間について1月当たり 100 時間を超える高度プロフェッショナル制度対象労働者に対して、申出なしに医師による面接指導を行わなければなりません。

※健康管理時間とは、対象労働者が事業場内にいた時間と事業場外において労働した時間との合計の時間をいいます。なお、健康管理時間から労働時間以外の時間を除くことを決議する場合は、その時間の内容や性質を具体的に明らかにして、客観的な方法で把握する必要があります。また、除くこととする時間に手待ち時間を含めることや一定時間を一律に除くことは認められません。

## (2) 健康診断の事後措置

健康診断実施後は、事後措置を行う等、所要の措置を講じる必要があります。下記の定期健康診断の事後措置の流れを参考に、健康診断結果を有効に活用してください。なお労働者 50 人未満の小規模事業場の事業者は、地域産業保健センターにおいて、健診結果で異常所見のあった労働者の健康保持のための措置について、医師から無料で意見を聞くことができます。

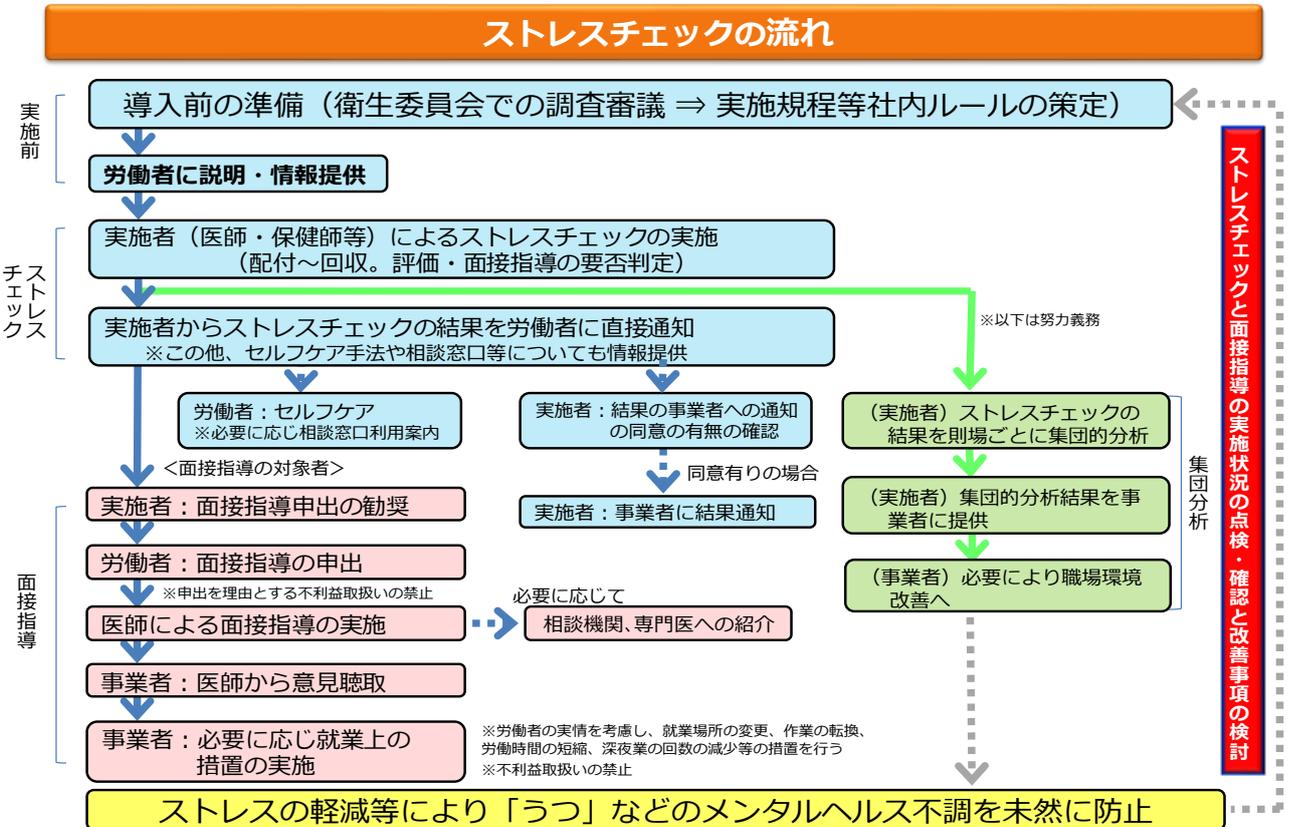


### (3) ストレスチェックについて

平成27年12月1日から、常時使用する労働者が50人以上の事業場にあつては、1年以内ごとに1回、定期的にストレスチェックを実施することが義務付けられています（50人未満は努力義務）。

なお、ストレスチェック実施の有無にかかわらず、1年以内ごとに1回、定期的に、「**心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書**」（様式第6号の2）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならないこととなっています。忘れずに提出するようにお願いします。

ストレスチェックに係る各種資料や報告様式は、「**こころの耳**」でネット検索して入手してください。



### ～地域産業保健センターの利用について～

地域産業保健センターは、**労働者50人未満の小規模事業場**の事業者や小規模事業場で働く人を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを無料で提供しています。メンタルヘルスや、健康確保対策に取り組むに際して、積極的にご活用ください。

| センター名        | 所在地                         | 電話番号・受付時間                    | 対象地域                               |
|--------------|-----------------------------|------------------------------|------------------------------------|
| 中北地域産業保健センター | 甲府市徳行5-13-5<br>山梨県医師会館2F    | 055-220-7020<br>平日9:00-17:00 | 甲府市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、中央市、北杜市、中巨摩郡昭和町 |
| 郡内地域産業保健センター | 都留市四日市場1105<br>都留労働基準協会内    | 0554-45-0810<br>平日9:00-17:00 | 都留市、富士吉田市、大月市、上野原市、南都留郡、北都留郡       |
| 峡南地域産業保健センター | 南巨摩郡富士川町鰻沢1-11<br>峡南労働基準協会内 | 0556-22-7330<br>平日9:00-17:00 | 南巨摩郡、西八代郡                          |
| 峡東地域産業保健センター | 山梨市中村834<br>山梨法人会館内         | 0553-22-6621<br>平日9:00-17:00 | 山梨市、甲州市、笛吹市                        |

お問い合わせは **山梨労働局** または **各労働基準監督署**へ

|                 |  |                 |
|-----------------|--|-----------------|
| 山梨労働局労働基準部健康安全課 | 甲府市丸の内 1-1-11  | TEL055-225-2855 |
| 甲府労働基準監督署       | 甲府市下飯田 2-5-51  | TEL055-224-5617 |
| 都留労働基準監督署       | 都留市四日市場 23-2   | TEL0554-43-2195 |
| 鰻沢労働基準監督署       | 富士川町鰻沢 655-50  | TEL0556-22-3181 |
| 山梨労働局ホームページ     | <a href="https://jsite.mhlw.go.jp/yamanashi-roudoukyoku/home.html">https:// jsite.mhlw.go.jp/yamanashi-roudoukyoku/home.html</a> |                 |